

I. 予習のポイントについて

本判決では、プログラムの構造・シーケンス・組織 (Structure, Sequence, Organization; SSO) という非文字的要素、及びプログラムの宣言コード(Declaration Code)という文字的であるものの「プログラムの標題(タイトル)」とも言える要素の著作物性が肯定されています。ゼミでは、(1) アプリケーションプログラムインターフェース (API) について著作物性が認められるかの判断基準 (P17~P26)、(2) 本判決の判断対象である Java API における著作物性判断のあてはめ (P26~P53)について、主に検討していく予定です。

II. 予習にあたっての参考

本判決では Java プログラミング言語の用語が多用されています。予習の一助として、以下に意義及び地裁判決で記されたサンプルコードを記載します。

【意義】

- ・ Java: プログラミング言語の名称
- ・ Java API (Java Application Program Interface): Java プログラミング言語において、事前に定義づけされた Package
- ・ Package : 機能や定義ファイル等を機能カテゴリーごとにまとめたもの
- ・ Class: Package の中で機能や定義ファイルを更に詳細にまとめたもの
- ・ Method : Java 言語でプログラミングする際に参照される(呼出しされる)機能 (Class で分類されている)
- ・ Declaration Code: Package, Method, Class を参照する(呼出しする)コード
- ・ Implementation Code: 各 Class や Method 内の実行コード(動作を記載)

【サンプルコード】

①Java API サンプル

```
package java.lang;
public class Math {
    public static int max (int x, int y) {
        if (x>y) return x ;
        else return y ;
    }
}
```

package “java.lang” の呼出し

“java.lang” package 内の “math” class 呼出し

“java.lang.math” 内の “max” method 呼出し

method の内容(implementation code)

* サンプルでは短いが、長いものは長い

②Java API を利用した場合、プログラマーが打つ

```
int a = java.lang.math.max (2,3)
```

← java.lang.math.max を呼出し、
値 (2 と 3) を比較

③ 「3」と結果が表示される

III. ゼミでの検討事項

ゼミ参加にあたり、以下の点につき、ご検討いただきたいと考えています。

- ① 本判決では、AFC テストを採用するとしつつ(判決書 P25～)、Java API の「作成時点」における創造性に着目し、Java API(宣言コード・SSO)の著作物性は否定されないと結論づけています。この判断枠組み及び判決は妥当と考えますか。また、妥当でないと考える場合、コンピュータ・プログラムに含まれる短文のコマンドや SSO について、どの程度の法的保護を与えるのが妥当でしょうか。
- ② 本判決では、フェア・ユースの事実認定のため、地裁に差戻しをしています。フェア・ユースにおける各要素 (判決書 P53～) を考慮した場合、フェア・ユースの抗弁は認められると考えますか。また、認められるべきでしょうか。
- ③ 日本でコンピュータ・プログラムの機能又は SSO に関する訴訟が提起された場合、どのような判断枠組み及び判断が妥当と考えますか。

以上